

各種保険の概要

[【健康保険】](#)・[【介護保険】](#)・[【厚生年金保険】](#)・[【雇用保険】](#)・[【労災保険】](#)のご案内です。

エヌ・ティ・ティ健康保険組合

健康保険制度は、みなさんが病気やけがをした場合に、お医者さんに診てもらったり、薬局で薬を処方してもらった際の医療費の一部や出産した時に一時金が給付される公的な医療保険制度です。

加入資格

原則、2か月を超える契約期間で勤務日数、勤務時間が一般社員の概ね4分の3以上場合に加入します。

目安 1日あたり・・・5時間40分以上

1週間あたり・・・28時間10分以上

1ヶ月あたり・・・15日以上

主な給付について

病気やケガをして 病院で診療を受けた時	療養の給付： 医療費の7割の給付が受けられます。
	高額療養費： 1か月（1病院・1診療科）にかかった医療費の自己負担分（被保険者・扶養者）が2万5千円を超えた場合、超えた金額が支給されます。 申請手続きは不要です。
病気やケガのために 働くことができなくなった時	傷病手当金： 休んだ期間のうち、最初の連続した3日間を除いた4日目より給付が受けられます。
被保険者または被扶養者が 出産した時	出産一時金： 法定給付 ^{※1} に加えて付加給付 ^{※2} が受けられます。

※1・・・法定給付：健康保険法で決められている給付が「法定給付」で、各健康保険で共通の給付です。

※2・・・付加給付：それぞれの健康保険組合が独自に行う、法定給付に上積みされる給付です。

NTT 健保組合には種々の付加給付があります。

健康保険被保険者証について

社会保険加入手続後、NTT 健康保険組合被保険者証（カード型）が交付されます。

被保険者証がお手元に届きましたら、内容等をご確認のうえ、受領書の返送を必ずお願いします。

～見本～



注意事項 病院医療機関等において診療を受けようとするときには、必ずこの証をその窓口で提示してください。
70歳誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日の場合はその月）以後はこの証に一部負担割合を記載することにより、高齢受給者証の交付に代えるものとします。

住所

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。
記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

（1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。）
【心臓・肺・肝臓・膵臓・脾臓・小腸・胆球】

〔特記欄〕
署名年月日 年 月 日 本人署名(印筆): _____

健康保険者証の取扱について

保険証の記載事項を勝手に改ざんしたり(住所欄を除く)、他人に貸したりすることは禁止されています。
また、保険証は本人であることが確認できる書類として有効であり大切なものですから、保管には十分気を付けてください。
くれぐれも病院に預けたままにしたりすることのないようにしてください。

- ・保険証をなくしたり、記載事項に変更があったときは、すみやかに営業担当に届け出てください。
- ・被保険者の資格がなくなったときや、被扶養者の取り消しとなった場合は、5日以内に保険証をテルウェル西日本 総合人材サービス営業部 サポート担当に返却してください。
- ・資格がなくなった日以降に、健康保険証を使用し病院等を受診した場合には、エヌ・ティ・ティ健康保険組合が負担した医療費を返納していただくことになります。

被扶養者の認定について

被扶養者となる条件

- ①健康保険法で定める家族の範囲であること。
- ②年間収入見込みが130万円未満(60歳以上または概ね障害年金受給要件に該当する程度の障がい者は180万円未満)の者で、被保険者の年間収入を上回らないもの。
- ③被保険者はその家族を経済的に主として扶養している事実があること。(＝その家族の生活費のほとんどを主として負担していること。)
- ④その家族の収入が月額108,334円未満(60歳以上または概ね障害年金受給要件に該当する程度の障がい者は月額150,000円未満)であること。
- ⑤厚生年金保険や後期高齢者医療制度の適用を受けないこと。

収入の考え方

「収入」は、事実発生時点の収入をもって向こう1年の収入を判定します。

『事実発生時点の収入状況がそのまま向こう1年引き続く』ものとして算定される額が「1年の収入」となります。

出産時の各種給付について

出産をした時（出産一時金）

出産をした場合、被保険者には「出産育児一時金」、被扶養者である家族には「家族出産育児一時金」が支給されます。

給付名称 (付加給付名称)	「出産育児一時金」 (出産育児一時金付加金)	「家族出産育児一時金」 (家族出産育児一時金付加金)
対象者	被保険者	被扶養者
給付内容	1児につき420,000円（在胎週数第22週末満の出産の場合や、産科医療補償制度未加入の医療機関等で出産した場合は404,000円※） ※ただし、2014年12月31日以前の出産の場合は390,000円	
	1児につき30,000円（資格喪失後の出産の場合は対象外）	

※出産育児一時金の受け取り方法は、3種類（「直接支払制度」、「受取代理制度」、「両制度を利用しない場合」）があります。

医療機関により対応している制度が異なりますので、ご利用に際しては医療機関等にお問合せください。

出産で仕事を休んだ時（出産手当金）

女性の被保険者が出産のため仕事を休み、給料がもらえなかったときには「出産手当金」が支給されます。

給付名称	「出産手当金」
対象者	被保険者
給付内容	法定給付 休業1日につき標準報酬日額の3分の2相当額 出産の日以前42日（多胎98日。出産予定日が遅れた期間も支給）、 出産の日後56日間 ※支給されるのは上記期間のうち仕事を休んだ日数分

その他、健康保険組合の詳細については、エヌ・ティ・ティ健康保険組合ホームページをご覧ください。

厚生年金保険

老齢・障害・死亡に対して給付が受けられ、原則として国民年金法による基礎年金に上乗せして支給されます。

加入資格

原則、健康保険と同等

※但し、70歳以上は対象外

老齢厚生年金

原則として国民年金とあわせて25年以上の加入期間がある場合、65歳から支給されます。なお、支給要件を満たす方には、60歳から65歳まで特別支給の老齢厚生年金が支給されます。

(詳細は日本年金機構へお問い合わせください)

障害厚生年金

加入期間中に病気やケガにより障害状態になった場合に支給されます。

遺族厚生年金

死亡した場合に、その人によって生計を維持されていた一定の遺族に対して支給されます。

国民年金第3号被保険者

被保険者(65歳未満)の扶養配偶者(20歳以上60歳未満)の方は国民年金第3号被保険者となり、年金保険料が免除されます。(当社にて手続きいたします)

介護保険

介護保険とは、介護や支援を必要とする状態になっても安心して住み慣れた地域で生活できるように、高齢者などの介護を社会全体で支えていく制度です。

特定疾病が原因で所定の介護や支援が必要と認定された方がサービスを利用できます。

加入資格

40歳以上65歳未満の方※が加入。

自動的に被保険者になりますので、加入のための手続きは必要ありません。

※65歳以上の方は、各市区町村で介護保険制度の加入となります。

雇用保険

原則として12か月以上の加入期間を有し、退職した場合に失業給付が受けられます。（但し、離職理由により一定の期間支給の制限があります）

また、失業給付のほか、一定の資格に該当することにより「教育訓練給付金」「育児・介護休業給付」等が受けられます。

加入資格

原則、31日以上雇用見込みがあり、1週間の所定労働時間が20時間以上である場合に加入します。

※但し、65歳以上は対象外

主な給付について

育児休業給付制度

一般被保険者の方が育児休業を取得しやすくするとともに、その後の円滑な職場復帰を援助・促進するため、休業中に給付を行う制度です。

介護給付制度

一般被保険者の方が介護休業を取得しやすくするとともに、その後の円滑な職場復帰を援助・促進するため、休業中に給付を行う制度です。

高年齢雇用継続給付

60歳以上の一般被保険者の方が、60歳到達時等の賃金と比べて一定割合に低下した賃金で働かれているときに支給し、高年齢の雇用継続を支援するための制度です。

退職者給付制度

被保険者の方が離職し、「就職しようとする意志といつでも就職できる能力があつて積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、職業に就くことができない状態」にある場合に給付される制度です。

※上記4制度にはそれぞれの受給資格の条件があります。受給資格の条件を満たしている場合のみ給付を受けられます。受給条件の詳細は、雇用保険手続き完了後に配布されます「雇用保険のしおり」または、公共職業安定所（ハローワーク）のホームページをご覧ください。

ハローワークHP：<https://www.hellowork.go.jp/>

労災保険

業務上での災害や通勤途中で災害を被った場合、保険給付を受けられます。

加入資格

当社に就業された方は社会保険の加入・非加入にかかわらず全員に適用されます。

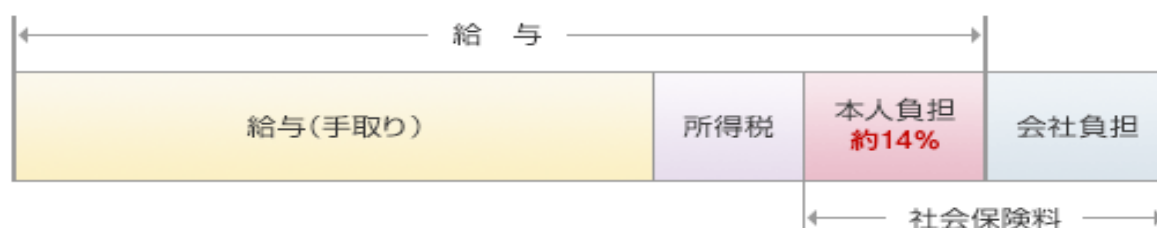
万一、業務中・通勤途上で事故にあった場合は・・・

派遣先責任者、派遣元責任者へ速やかに報告してください。

病院に行く場合は、できるだけ労災指定病院で診察を受けてください。

各種保険の保険料について

保険料の仕組み



エヌ・ティ・ティ健康保険・厚生年金保険料

入社時の就業条件で算出した基準給与額（1か月）を等級にあてはめ（標準報酬月額）、健康保険については NTT 健康保険組合の定めた保険料率を、また厚生年金保険については法定の料率をこれに乗じて算出します。毎月の保険料は定額です。

以後、毎年1回実施される定時決定（算定）、固定的賃金の変動があった時に見直される随時改定により標準報酬月額の改定が行われます

介護保険料

NTT 健康保険・厚生年金保険と同じく標準報酬月額に NTT 健康保険組合の定めた料率を乗じて算出し、毎月定額です。65歳以上の方は市区町村から請求されます。但し、年金受給されている方は年金から控除されます。

雇用保険料

毎月の賃金額に対して法定料率を乗じた額です。

労災保険料

全額、会社負担なので本人負担はありません。

退職後の手続きについて

退職後、次の就職先の社会保険に加入される方以外は以下の手続きが必要です。

手続き内容	いつまでに	どこへ	必要書類
国民健康保険	退職日の翌日～14日以内	市（区）役所	資格喪失証明書
NTT 健康保険の任意継続	退職日の翌日～20日以内	当社	任意継続申請書
被扶養者への変更	速やかに	ご家族の会社	退職証明書
国民年金（60歳未満）	退職日の翌日～14日以内	市（区）役所	年金手帳

※NTT 健康保険任意継続をされても、年金は国民年金への加入が必要です。（60歳未満の方）

エヌ・ティ・ティ健康保険組合の任意継続について

退職の日までNTT 健康保険組合に2か月間以上継続加入していた方は、退職したあと2年間は引き続き任意継続被保険者としてNTT 健康保険に加入することができます。

任意継続の保険料

退職時の健康保険料の約2倍（保険料は全額自己負担です。）

任意継続の留意点

契約終了（退職）後、任意継続をご希望される方は、早めに営業担当にお申出ください。

手続きは退職後20日以内です。20日を過ぎると手続きは出来なくなります。

契約終了（退職）後、現在の健康保険被保険者証は返却願います。

手続き終了（保険料先払い）次第、NTT 健康保険組合より、任意継続保険被保険者証が送付されます。

健康保険者証の取り扱いについて

NTT 健康保険被保険者証は、退職日以降は使用できません。

退職（離職）に伴い無効となった「健康保険被保険者証」については、事業主（テルウェル西日本）へ返却することが健康保険法施行規則第51条により義務付けられておりますので速やかに営業担当へ返却してください。

※任意継続を希望される方も、任意継続健康保険者証は新たに発行されますので、上記同様速やかに営業担当へ返却ください。

※当社を退職後、1日の空白もなくNTTグループ（NTT 健康保険組合加入事業所）に就業の方は、そのまま現在の健康保険被保険者証（カード型）を引き続きお使いください。

雇用保険（離職票）について

退職後、失業給付を申請される方は、離職票が必要です。

退職前に営業担当にお申出ください。

失業給付申請をされる方は、離職票が届きましたら居住地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）で
手続を行ってください。

※給付額・給付期間は、個人によって異なります。

給付決定は、公共職業安定所（ハローワーク）が行います。

給付に関するお尋ねは、公共職業安定所（ハローワーク）へお問合せください。

お近くのハローワークについては、ハローワークインターネットサービスをご覧ください。

ハローワークHP：<https://www.hellowork.go.jp/>